

# 学校法人菊武学園名古屋経営短期大学と社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会との包括連携協力に関する協定書

学校法人菊武学園名古屋経営短期大学（以下「甲」という。）と社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協力に関する協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、幅広い分野において相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## （連携協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 人的分野及び教育的分野に関すること。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) 知的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- (4) その他、甲及び乙が協議して必要と認める事項に関すること。

## （連携協力窓口）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議するものとする。

## （協定の期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定による有効期限満了の日の3か月前までに、甲又は乙のいずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

## （協定の変更）

第5条 この協定の内容に変更が生じた場合は、甲及び乙が協議し、必要な手続きを行うものとする。

## （協定の解除）

第6条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲及び乙が協議の上、協定を解約することができる。

## （守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報については、それぞれ秘密を保持しなければならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(附則)

連携協力する事項として、具体的には以下の内容を主に行う。

- (1) 人的分野及び教育的分野：災害ボランティアコーディネーター養成講座受講及び認知症サポーター研修講師派遣
- (2) 地域の活性化：地域活性に寄与しうる活動に対する人的又は物的な支援
- (3) 知的資源及び物的資源の相互活用：研究活動及び地域福祉活動
- (4) その他、必要と認める事項

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和5年 10月16日

甲 愛知県尾張旭市新居町山の田3255-5

学校法人 菊武学園 名古屋経営短期大学

学長

高木 弘克

乙 愛知県尾張旭市新居町明才切57番地

社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会

会長

森 修